

平成 28 年度 第 4 回 島原藩主深溝松平家墓所保存整備委員会

議事録

日時：平成 29 年 2 月 7 日（火）

場所：幸田町中央公民館第 2・3 会議室

事務局：ただいまより平成 28 年度第 4 回島原藩主深溝松平家墓所保存整備委員会を開催いたします。
教育長から一言ご挨拶をお願いします。

教育長：（挨拶）

事務局：続いて委員長より一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

坂詰委員長：（挨拶）

事務局：議事に入っていきたいと思ひます。委員長よろしくお願ひいたします。

坂詰委員長：それでは議事に入りたいと思ひますが、2 時間程を予定しておりますので、ご協力をお願ひいたします。お手元の議事録に先生方のご意見がまとめられており、それに沿って事務局が報告書をまとめていますので、説明していただきたいと思ひます。

事務局：修正箇所説明。

丸山委員：ちょっとよろしいでしょうか。今日は最終ですので、5 章から順番に検討して行って、文言等に抜けが無いか等をチェックしていただいたほうが良いのではないのでしょうか。先ほどから説明が行ったり来たりしているのひ、時間的に間に合わないのではないかと思ひうのですが。全般の話はだいたい伺ったので、そういう方向でお願ひ出来れば有難いひです。

事務局：順を追ってやらせていただきます。今一通りまとめの話をさせていただきましたので、それぞれの箇所についてご意見をいただいて、整備基本計画の部分の詰めをしていきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

坂詰委員長：議事録のまとめとして重要な事項をまとめてもらいました。これまで話し合いを重ねてきて、優先順位をつけるのが大事であろうということ、各分野で入れておかねばならない内容があるということを示摘されてきました。建築物関係では肖影堂の問題、東御廟の問題が中心であること。排水の問題は排水路の新設を考えようということになり、

総合的に考えなければならないということになりました。植生については管理の問題があり、現状をどうしていくか、今後どのように対応していくかを考えなければならない。石垣修理は、どういう修理の方法があるかを現状を踏まえて考えようということで、必要であれば早急に保全についても考えないといけない。搬入路については最優先に検討する必要があるのではないかと。このような全体を踏まえまして、今日は最終でございますので、それぞれの分野の先生からご意見を承りたいと思っています。ただ、目次をご覧いただくと最後に第6章に留意すべき事項というのが加えられております。この一番最後、P58の(4)に今後の調査として、整備の為に必要な点は調査を進めていかねばならない、調査をすることが必要であるということが最後に書かれております。これを基に、今後教育委員会としては方向性を定めていくのではないかと思います。そのようなことを踏まえて、今日は問題点になっているところで色々ご意見をいただいたところで、こういう内容でこの計画を作るのはまずいのではないかと、こういう点も入れたら良いのではないかと、そういう点がございましたら、ご指摘をいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

丸山委員：修正してもらいたい箇所があります。P54の赤字「常緑広葉樹の目通り径10cm未満の実生木については伐採する」と書いてありますが、これは具体的すぎると思うので、「常緑広葉樹についても林内の照度を考慮に入れ密度管理を行う。目通り径10cm未満の小径の実生木についても適宜除伐を行う」と書き換えて下さい。その下の「椿園の樹木については通景伐採」といきなり書いてありますが、「椿園の樹木については、展望地点から眺望を確保するため通景伐採をするとともに、～」と修正してください。それから同ページの図面に「来訪者の～」という引き出しがあるのですが、「歩道沿いの樹木については来訪者の安全上～」と加えて下さい。それから最後に、「植生管理については施行後5年を目途に再度植生管理計画を検討する」ということを追加して下さい。

坂詰委員長：丸山先生からのご指摘については、丸山先生からメモをいただいて事務局の方で整理してください。他の先生方、何かございませんか。

藤井委員：質問ですが、本堂の修理をお寺は希望していらっしゃるのですよね。本堂は史跡の中でどのように位置づけられていますか。

五島調査官：重要な要素に位置づけられています。それが無くなると史跡の価値が下がってしまう、という位置づけです。

藤井委員：それならば肖影堂と同じくらいのところで本堂についても強調しなければいけないではありませんか。

事務局：5年後くらいに本堂の建て替えを考えていて、その頃には出来たらという希望はいただいております。ですから肖影堂と同じようなタイミングになってくるかと思います。

藤井委員：本堂は、文化財としては割と手が入っていて改造もあるので、それからお寺がお使いになるので、どういう修理をするのかというのが、肖影堂よりももうちょっと複雑になるように思います。

事務局：このようにやりたいという要旨を本光寺さんからいただいております。それをもとに調整、協議をしていく事になると思いますので、先生にもご相談させていただきたいと思います。

藤井委員：記念物課と相談しながらやってもらわないと。

五島調査官：自費で修理をしていただくことと、補助金を投入して修理をするのでは内容も異なると思います。今のところ補助金を入れる可能性も含めて検討しておりますけども、その場合は当然文化財としての価値が高まる修理をしていただくということになります。

坂詰委員長：この中に入れた方がよろしいですか。お寺は予定通りやるつもりなのですか。

事務局：そうですね、もともとかなり老朽化している本堂ですので、お寺の方針としては必ず直すということだと思います。今の住職のうちに直してしまうということをお話いただいておりますし、直したタイミングで住職が変わるという方向性は出ているようです。

坂詰委員長：お寺としては文化財とは切り離して自分たちで独自にやるのだと前回の委員会でおっしゃっていましたよね。そういう事で良いのですか。

事務局：前回お話をさせてもらった時には補助金をいただいてやりたいという事をお聞きしました。

丸山委員：P23、24 に木造建築一覧がありますよね。本来は要素毎にどうするのかというのを書いておかなければいけないと思います。本文については、所有者との協議の上で今後の修理を考えるということになるかと思いますが。触れておかないと、補助金がという話になったときに、整備計画に入っていないではないかという事になる。

事務局：P47 でそれぞれの建築物の方向性について挙げさせてもらっています。

丸山委員：書かれているなら良いです。建物の位置づけについてはここに全て書かれているのですね。

事務局：そうです。維持するものから修理するものまで、大きな方向性は挙げさせてもらっています。

藤井委員：事業全体のなかで本堂は大きな仕事になるという事は意識しておいたほうがいい。

五島調査官：発言させていただいてよろしいでしょうか。本堂については計画が固まったところで急に出てきたこともあって、どこまでこの報告書に載せるかということや、より詳細な調査を試みないとわからないところもありますので、現状では P47 にある基本的な修理に対する考え方、活用については、本堂も含めて境内地全体を昭和 10 年代の姿に戻していくという大きな方針がありますので、そういった方針を踏まえた上で、この本堂くらいの大きさになりますと、それだけで議論をしていくということになっていきますので、今回の計画書の中ではこのくらいまでしか書けないのではないかとというのが正直なところでございます。

坂詰委員長：現状で良いという事でしょうか。

五島調査官：そうですね。所有者のいらっしゃるところなので、この程度までしか書くわけにいかないでしょう。

坂詰委員長：この前の委員会での話では、今は寄付金を募っている状態で、いつまでに集まるかもわからない、実施がいつになるかもわからないという不確定要素が多い話でした。それが、補助金が出るのならばやろうとお寺さんの考えが変わってきてしまって、本当に補助金が出るのかという問題が出てくるとまずいだろう、というのが気になっています。この前の調査では本堂全体の調査というのはしていませんでしたね。

藤井委員：図面をとって所見は書いていますけども、現状の調査だけです。

坂詰委員長：それでお寺がやろうとするのは結構ですが、補助金をもらえるようなことを言ってしまうと、もらえなかった時に色々支障が出るといけない。これは印刷物になりますから。調査官いかがでしょうか、このまま出して大丈夫でしょうか。

五島調査官：今の方針であれば、別に補助金云々と書いているわけではありませんし、大きな方向性の中で昭和 10 年代に戻していくのだということが町の計画としてあって、文化財保護と町の計画にマッチする部分があれば補助の対象になることもあり得ると読み取れますので、これで良いのではないかと思います。あとはどんなものを作りたいかということで、細かく、ここは補助対象です、ここは違いますと全部やっていくことになりますので、現段階ではここまでかと思えます。

坂詰委員長：そういうお話ですが、藤井先生、よろしいですか。

藤井委員：はい。結構です。

丸山委員：墓所において重要な建築物であるというようなところを、もうちょっと強調しても良いかなと思うのですが。

坂詰委員長：それでは神取さん、今のご指摘を受けながら、県と文化庁の意向を反映した文言を整理して下さい。藤井先生、建築については他によろしいですか。

藤井委員：建築についてはこのくらいで良いと思います。

赤羽委員：P38の、整備対象時期は昭和10年代を基本とするという所ですが、その後の文章が乱暴すぎるのではないかという気がします。「昭和9年で完結し、」とは、何が完結するのか。東廟所での葬儀がその後行われていないという事だと思うのですが、そういう事を丁寧に書いておく必要がある。昭和10年代に東廟所がどのようなであったのか、西の廟所がどのようなであったのか、肖影堂や本堂がどのようなであったのか、昭和10年代を目途にするのであれば、その時点で各々の構成要素がどのようなであったのかということをごどこかに書いておく必要があると思います。それは保存管理計画との整合性でも言えることだと思います。昭和10年代にするという根拠をはっきり書いておく必要がある。「また最大規模で最も認知されていることから、」というのも意味がわからない。もう少し丁寧に書いて欲しいと思います。

坂詰委員長：ご指摘のように、もう少し丁寧に具体的に書いてください。

事務局：わかりました。

五島調査官：わからないところについては、「調査する」と書けば良いと思います。

事務局：資料を再確認しながら、丁寧に書くようにいたします。

坂詰委員長：他にいかがでしょうか。赤字のところは先生方のご意見を受けて加筆した箇所ということですが、ご専門の立場から何かございませんか。

長屋委員：私の専門が関係するのはP58の遺物・史資料の取扱いだと思うのですが、この3行目、「各当主の埋葬や年忌供養の際には、故人に有縁の絵画・彫刻・工芸品・古文書など美術工芸資料として価値の高いものが納められている」という記述があるのですが、古文書で美術工芸品として価値が高くなるとうかなり特別なものになってしまうので、美術ではなく、歴史とかの言葉で表してもらわないと、場合によっては捨てられてしまうという可能性もあります。島原との関係だけではなくて、地域の中で活動していたお寺としての位置づけも入れておいていただかないと、地域に関する資料等が、関係無いかから捨てて良いのではないかとと思われることもありえます。最後のところに、「さらに資料価値が定まった段階において、保存等のためにも文化財指定などの取り組みを検討する

ものとする」とあるのですが、資料の価値が何時の段階で定まるか分からないということもありますし、文化財指定の取り組み云々の前に、資料の保存状況を良くするとかの話を入れてもらったほうが良いと思います。そうしないと、いつの間にか散逸している可能性も出てきてしまいますので、優先順位としては、何らかの形で保存措置をとっていく必要性を書いてもらって、資料的価値が定まった段階で文化財指定等の取り組み等も検討していく、という方が良いかと思います。

坂詰委員長：史資料の取扱いの件ですが、本光寺さんの文化財調査の報告書が出ておりますので、あの報告書を検討して、しかるべき内容をここに投影するというようにしてはいかがでしょうか。

長屋委員：それで良いでしょう。

坂詰委員長：取扱いということで一括されていますけども、調査の成果を踏まえて、ということを加えてもらいと思います。それと資料保存の問題ですね。

長屋委員：それが気になっています。資料的な価値に関してはある程度、あの段階で定まっているのではないかと思います。美術工芸品としての価値は分かりませんが、古文書等に関しては非常に価値が高いということは既に分かっています。

赤羽委員：「絵画・彫刻・工芸品・古文書」と書いているのは文化財保護法の種別ですよ。そういう意味で言えば、古文書の他に歴史資料というのを入れれば、「～歴史資料として価値の高い」として、美術工芸資料としてというのを止めてしまえばいいのではありませんか。文化財保護法の種別として並べれば、それで良いのではないかという気がします。

長屋委員：そうですね。それでいいかもしれません。

赤羽委員：文化財保護法で美術工芸品と言ったらここに書かれている他に歴史資料と考古資料も入りますから。

坂詰委員長：古記録も入れた方が良いのではありませんか。

長屋委員：古記録もあれば入れた方が良いでしょう。

坂詰委員長：歴史資料と大きく捉えれば全部が入りますから、それで良いのではありませんか。事務局それで良いですか。

事務局：はい。

高妻委員：散逸するというのを恐れておられるのですよね。そこを考えるのであれば、保存は勿論、価値も明らかにしていく必要があるということですよね。価値を明らかにしていきつつ、保全も図る、ということですね。

長屋委員：そういった言い方をした方がいいと思います。

高妻委員：そのように表現すれば、散逸を防ごうという意思表示になるかと思います。

長屋委員：古文書類は読めないものが多いものですから、価値が無いと思われて捨てられてしまうということがよく起こります。

坂詰委員長：報告書が出ていますから、そういうことは無いとは思いますが。

長屋委員：それが、たまに起こるのです。

高妻委員：熊本で地震があって、建物が潰れてしまったので、その中身があるかどうかの確認をしたら無かったんですね。持ち主に聞いたら、何時無くなったのか分からないと。目録があったとしても、所有者にその価値が分からないとやはり捨てられてしまうということがあります。

藤井委員：古文書はまとめて保管されているけれど、一点一点の価値があるかと聞かれると困る。まとめて保管・保存してもらうことが大事なんです。

長屋委員：古文書は一点ではほとんど何の意味も持たないですからね。しかしそれが何百点となるとそれが大きな力を持ちますので。

坂詰委員長：これを追加した訳ですから、文化財調査もやっている訳ですから、その成果を尊重して下さい。ここにはっきりそう書いてはどうですか。「文化財調査の結果を尊重して云々」と書いておいていただいたほうが、はっきりして良いでしょう。他に如何でしょうか。

赤羽委員：P44 の雨水の事ですが、赤字で書いてある「かつて池のあった境内地の東側」というのは、本堂の東の水色に塗ってあるところですか。私が思っていたのは、東の廟所の南西の、管理用道路として想定しているあたりに調整池を作ってはどうか、という事です。ですから赤字の文面のようなことを前回申し上げたつもりは無かったのですが。

事務局：前回赤羽委員から東廟所の南西のところというお話をいただいて、その後本光寺さんから、本堂の東側にもともと池があってそこも活用することが可能ではないかというお話もいただいて、現地を見たところ確かにしっかり残っているので、大きく整備しなく

ても、最低限の整備で池としての活用が可能な場所だと思いましたが。ただここと東廟所の南では水の道が違うものですから、東廟所の南西のところも必要になってくる可能性はあると思います。

赤羽委員：管理用道路の話は当然出てくるとは思いますけども、管理用道路の話と同時に、南側から調整池に流れ込む水をどこかで滞留させるということが必要ではないかと思えます。境内地の東側だったら、境内地全体の北側の部分を少し抑制することは可能かも知れませんが、南側の方というのは無いので、東廟所の南西のあたり、管理用道路を想定しているあたりに池を作れば、管理もできるし、水も滞留させられるし、良いでしょう、と申し上げたつもりでした。

坂詰委員長：東廟所の南西に貯水池をとということですね。

赤羽委員：そうです。指定範囲ぎりぎりの所ですね。もちろん境内地の東側の池跡も活かしていただければありがたいのですが。

坂詰委員長：「検討する必要がある」ということですか。「検討する」ですか。

丸山委員：基本計画書なので、どこになるかは分からないけれど調整池が必要であるということが書いてあれば良いのではありませんか。逆に具体的にここだと書いてしまうと、後でかえってやりにくくなるかもしれない。雨水排水計画によって調整池を設置する必要があるという大きな括りでやっていった方が、基本設計の段階でもうちょっと検討することもあるでしょうから。細かいことをいうと、新たな排水路とありますけども、おかしい点もある。ただ、細かいことを言えば他もでてくるので、「調整池を設置することを検討しなければならない」だと思います。

坂詰委員長：それでよろしいですか。

赤羽委員：はい。

事務局：池の事ですが、具体的な所までは書かなくてよいというお話でしたが、下の絵の中で境内地の東側のところに、今現在池は無いですが、池跡を水色で表現しています。今の段階ではこの色づけをしない方がよいということでしょうか。

丸山委員：どちらでも良いですよ。今は計画の段階で、実施の時にはこんな場所ではダメだとかいう話が出てくるかも知れませんが。

事務局：お話を聞いていて、ここに色が付いていると誤解されることもあるかと思ったものだから。言葉の方で、具体的な場所を省くというお話をいただいたので、それならば下の

絵に合わせておかないと整合がつかないのかなと思ひまして。これ以外は既存の池としてある所なので、そのままでも良いかと思うのですが。文章と絵の整合性がつくように、検討させていただきます。

丸山委員：それだったら表現がおかしいのです。既存の池と計画の池が同じ色になっているから紛らわしい。計画の箇所は色を変えて、赤羽先生がおっしゃる所にも色をつければ、それで良いかと思ひます。既存のものと新たに設置するものが同じ色で塗られているから混乱する。

坂詰委員長：表記を変えた方が良いということですね。

丸山委員：計画の池も図に入れるのであれば。

高妻委員：入れない方が良いのではありませんか。文章で容量が不足するということを書いてあるのですから。色がついているとかえって誤解を受けるかもしれませんから。

坂詰委員長：では計画の池は色を取りましょう。

丸山委員：しかし点々で新設排水路が描かれているから、新設の池の色を塗らなくても同じかもしれませんね。

坂詰委員長：今ご指摘いただいた点について、コンサルの方はいかがですか。

コンサル：結構でございます。

坂詰委員長：表現の方よろしくお願ひします。

コンサル：はい。

高妻委員：言葉の問題ですが、P48の(2)工作物①石垣のところ、「文化財石垣としての石垣調査」とあるのですが、石垣が重ねてありますが、文化財石垣という言い方をするのですか。「文化財としての石垣調査」で十分ではありませんか。

五島調査官：文化財に指定されている石垣は文化財石垣と呼ぶ言い方もあるのですが、確かにここは2回言わなくても良いように思ひますね。文章としては意味が繋がれば良いと思ひます。

高妻委員：文化財石垣を残すのであれば、「文化財石垣としての調査」ですね。どちらかにしてください。

坂詰委員長：色々と図がありますが、図の中で不都合な所は無いでしょうか。

高妻委員：図ではなくて、同じP48なのですが、「石材は愛知県岡崎産」とありますが、これは花崗岩ですよ。他の、緑色片岩とかも岡崎産でいくということでしょうか。

事務局：石垣についての事ですので、石垣は全て花崗岩ですので、これで問題無いと思います。

高妻委員：わかりました。

坂詰委員長：いくつかご指摘をいただきましたので、事務局には対応していただきたいと思えます。それから第6章の事業年次計画について、事務局から何かありませんか。

事務局：6章事業年次計画について説明。P55、56。

丸山委員：中期と長期というのは、どのくらいの年数を考えていますか。当面が10年というのはけっこう長いなと思っているのですが。

事務局：実はあまり考えていません。まずは当面の10年、最優先にやらなければならないことを考えています。この10年に詰め込んでいますので、無理なことも出てくるかもしれませんが、そうなったらまた長いスパンでかんがえなければいけないことも出てくると思います。

坂詰委員長：10年やっていく間に色々問題が出てくれば、さらに延ばすとか、何年計画とかの検討も行っていく、という意味ですね。

事務局：はい。10年近くなってきたときに、また計画を再検討することも出てくるかと思えます。

丸山委員：普通10年は中期なので。それと、支障木とかは別とおっしゃいましたが、山林は長期にすることはないのであるではありませんか。当面事業のどこかに入れてもらったほうが、先ほどの説明からするとちょっと前のほうが良いと思いますが。伐木剪定工が36年では遅いではありませんか。見直しをするということですから、出来る出来ないは別にして、もう少し早くやることにしておいたらどうでしょうか。

事務局：同じご意見を先週行った文化財保護委員会でもいただきました。地元からももっと早く出来るのではないかとと言われております。適正な場所に計画を盛り込んでいきたいと思えます。

坂詰委員長：無理の無いようにして下さい。今文化財の委員会の意見という話も出ましたが、

観光教育施設としての整備が最優先事項ではないかと書かれておまして、教育施設としての活用も地元の要望として上がっております。これについては、校長先生いかがでしょうか。

壁谷委員：先日も本光寺さんで学習をさせていただいたり、6年生の子達がHPを作ろうかという話をしたりしております。それから三ヶ根駅が開業50周年を迎えるので、これも何かにつなげられたらと思っております。

坂詰委員長：積極的に取り組んでいただいているということです、鳥居委員、観光の責任者としてはいかがですか。

鳥居委員：幸田町にどのような観光資源があるかということかなり少なく、本光寺くらいしか考えられない。三ヶ根駅に観光看板を作る仕事で、原案では本光寺の扱いが小さかったものですからもうちょっと本光寺が分かるようにということで調整しています。小判石が中期事業として書いてあるのですが、私のイメージで、初めてここに来た人の事を考えると、私が初めて来たのは小学校6年生、昭和49年ですが、住職にあの場所を見せてもらって、第1の印象は、小判石が綺麗に並んでいるという事でした。観光という見た目の事を考えると、小判石の整備というのはなるべく早めにやっていただいた方がよいのではないかと思います。それから新聞で、文化財施設の観光整備で文化庁から補助金が出せるようになった、そういったことを検討しているというような記事を見たような気がするのですが、そういった観光施設を整備する事業でも補助金がいただけるのであれば生涯学習の方で色々検討したいと考えています。それから愛知県は来年度、29年30年と大型キャンペーンを打つということで、愛知県を挙げて事業をやっております。JRとタイアップして全国展開していくという事業になっておまして、たまたま三ヶ根駅はJR沿線になるものですから、出来れば観光面でもそういったところと合わせてやっていきたいと考えています。ただ、本光寺だけで1日過ごすのは難しいので、岡崎と一緒にとか、蒲郡と一緒にとか、近隣の市町の観光部局と話をしてルートの中に入れてもらおうと思っております。里山ですが、植生について色々お話が出ましたが、里山林整備というのが補助事業で出来るのですが、愛知の森と緑づくり税がここ2、3年で1人500円ずつ徴収しているのですが、補助事業として何かそういうものが使えれば何か出来るかもしれないなと思っております。

坂詰委員長：ありがとうございました。保存整備の委員会は今日が4回目で、だいたい内容的にはこのようなことでまとめようということになっております。区長さんいかがでしょうか。

浅田委員：そうですね、鳥居委員が言われたように、観光面を考えると、私も50年前、本光寺に最初に訪れた時に小判石の印象が強かったので、出来るなら早めに出ればいいかなと思います。里山林についての話も出ましたが、本年度中に要望を出さなければ来年度の

予算は付かないと思いますので早めに検討していただければと思います。

坂詰委員長：今日は本光寺さんの関係者が出席されていませんが、高妻先生にお世話になっている出土遺物についてお聞きしたいと思います。この委員会としてはどのように対応したらいいか、一言いただけますか。

高妻委員：現状うちでお預かりしているものもございますけども、印籠とか、非常にデリケートで保存処理方法が検討しづらいものもございます。色々試験等しながらやっていかないといけないので、かなり時間がかかるだろうと思います。それと刀をどう扱うか。当然刀身はあるのですが、錆びてしまっていて、鞘の方は木質が全部腐って無くなっていて、漆の膜だけが綺麗に残っている。鞘の部分を復元して漆膜を張り込んでいくという修理の仕方になりますので、現状は乾かすために、毎日点検しながら冷蔵庫の中で保管している状況です。

坂詰委員長：そうすると、こちらで引き取って、というような事は現状ではなかなか難しいという事ですね。

高妻委員：刀やガラスのコップの処理は終わっています。

坂詰委員長：文化財の委員会の意向もそうですが、町民のモノに対する印象が強いので、遺跡の整備と同時に検討していかないといけないと思っています。今お寺に並んでいる遺物についてもこのままで良いのかという意見も出ておりますので、非常に難しい問題があるかと思いますが、遺物が各地に分散していますから、事務局でこの機会に検討してもらえたらと思います。多くの人の理解を深めてもらうために出土品についてもなんらかの形で整備に絡めていけたらと思います。県からは何かございませんか。

県教委：委員の先生方、事務局のご努力によって整備基本計画が形になってきたように思います。先ほどスケジュールの話がございましたが、10年という長い期間の中でも前半部分についてはやるべき事を整理していくべき事ははっきりしているのではないかと思います。来年度以降計画が順調に進むようお願いしたいと思います。

坂詰委員長：最後ですので、文化庁からも一言お願いいたします。

五島調査官：これまで非常にスムーズに進めていただいて、委員の先生方、事務局の方にお礼を申し上げたいと思います。今回の計画で整備に向けた大きな考え方、方向性を示すことが出来たかと思います。この計画がゴールではございませんので、この計画に基づき、今後の調査にゆだねられた部分については計画に基づいて調査を行い、その成果に基づいて整備のより具体的な計画を作っていくことになると思いますので、それについても委員の先生方にはまたご指導をよろしくお願いしたいと考えています。それから事務局

をお願いでございますが、今回年次計画が作られておりますが、これだけのことをやる
となると当然お金が出てまいりますし、実際に運営していくための人も必要になってま
いますので、最終的な整備計画書の確認においては事務局である町として、この計画
をやっていくという総意の確認は取っていただきたいと思っています。指定からこれほ
どスムーズに進むところはなかなかありませんので、そういう意味ではこれまで円滑に
きておりますので、今後も事業がスムーズに進んでいくように文化庁としても応援をし
ていきたいと思っております。ありがとうございました。

坂詰委員長：今後ともよろしくお願いいいたします。

教育長：ありがとうございました。勉強になりました。町長を口説きながら、せっかく調査官に
褒めていただきましたので、頓挫することが無いように進めていきたいと思ひます。人
の配置についてもおっしゃった通りだと思いますので、町長にも話をしていきたいと思
ひます。引き続きお願いいいたします。

坂詰委員長：教育長の覚悟の程をお聞きしましたので、これで方向性が定まってくるのではない
かと思ひます。今日ご注意いただいた点については、文化庁のご指示を仰いで対応する
ようにしてください。今後とも皆様のお力添えをお願いしたいと思ひます。

事務局：委員長ありがとうございました。それでは事務連絡です。

事務局：今日のご意見を踏まえて最終成果を作ることになります。3月末に計画書を策定し、印
刷いたします。4月中旬くらいには先生方のお手元にお届け出来るように頑張りたいと
思ひます。それまでにお聞きしたいことがあれば電話等で問合せさせていただくことも
あるかもしれませんので、ご協力いただきたいと思ひます。今年度の会議はこれで終了
でございますが、29年度にはまた会議の場を持たせていただきたいと思ひています。次
回の日程等はまだ固めておりません。どうもありがとうございました。

坂詰委員長：先生方の任期はまだ残っているのですね。

事務局：2年任期の、今年は1年目でございますので、来年度もよろしくお願いいいたします。

事務局：最後に教育部長からご挨拶いたします。

事務局：(挨拶)

事務局：以上で終了させていただきます。